

特約中途付加 ご契約のしおり 約款

指定代理請求特約
リビング・ニーズ特約

大樹生命
日本生命グループ

このたびは、現在ご契約いただいております当社の保険に特約を付加くださりまして誠にありがとうございました。

この冊子は、特約条項について記載されていますので、該当する条項をご熟読のうえ「保険証券」とともに大切にご保存ください。

今後とも、従来どおり末永くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

2025年1月作成

目 次

ご契約のしおり

	(ページ)
●指定代理請求特約について	1
●リビング・ニーズ特約について（一時払変額終身保険（複数勘定型）用）	17
●リビング・ニーズ特約について（5年ごと利差配当付終身保険用）	20
●リビング・ニーズ特約について（無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）用）	22
●リビング・ニーズ特約について（無配当低解約返戻金型定期保険用）	25
●リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について （一時払変額終身保険（複数勘定型）、5年ごと利差配当付終身保険、 無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）、無配当低解約返戻金型定期保険用）	27

約 款

●指定代理請求特約	29
●リビング・ニーズ特約（一時払変額終身保険（複数勘定型）用）	36
●リビング・ニーズ特約（5年ごと利差配当付終身保険用）	40
●リビング・ニーズ特約（無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）用）	46
●リビング・ニーズ特約（無配当低解約返戻金型定期保険用）	50

「ご契約のしおり」では、『障害』を『障がい』と表記しています。

（例） 高度障害保険金 ⇒ 高度障がい保険金

指定代理請求特約について

この特約を付加されますと、保険金・年金等の受取人である被保険者* に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者* の代理人として保険金・年金等をご請求いただけます。

＜被保険者* が自らご請求いただけない事情の例＞

- ・被保険者* が保険金・年金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- ・被保険者* が余命6か月以内と知らされていないとき

など

*被保険者

無配当低解約返戻金型愛児進学保険にこの特約を付加する場合は、「被保険者」を「ご契約者」と読み替えます。

一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）、一時払変額個人年金保険（複数勘定型）にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる年金について

指定代理請求人よりご請求いただける年金は、次のとおりです。

- ・被保険者が受取人となる年金

●指定代理請求人について

- ・ご契約者(年金開始後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が年金をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

＜指定代理請求人の範囲＞

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
- ③被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）

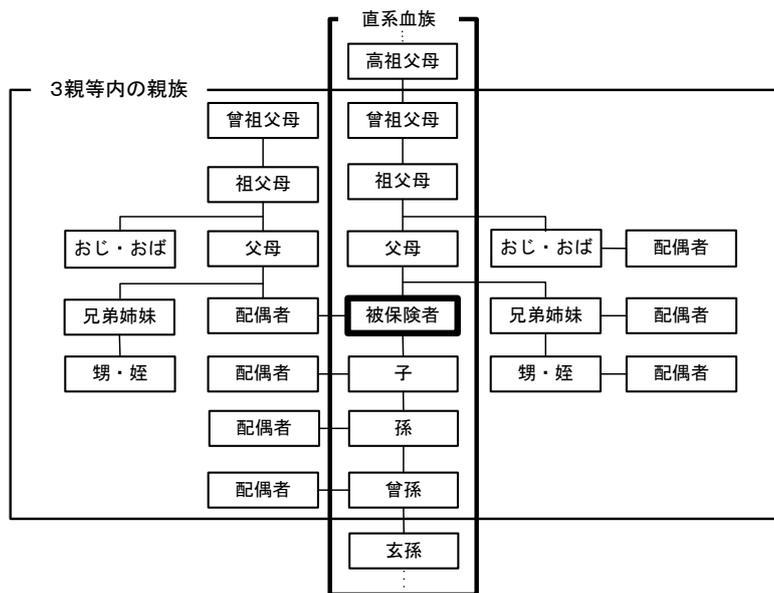
上記のほか、次の範囲内の方*で、年金の受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方

- ④被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
- ⑤被保険者の財産管理を行っている方*
- ⑥死亡給付金受取人または後継年金受取人
- ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



*** 次の範囲内の方**

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*** 財産管理を行っている方**

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者(年金開始後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、前頁の<指定代理請求人の範囲>内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に年金を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡給付金受取人が指定代理請求人として*年金をご請求いただけます。

*** 死亡給付金受取人が指定代理請求人として**

年金開始後の場合で、後継年金受取人が指定されている契約は「死亡給付金受取人」を「後継年金受取人」、後継年金受取人が指定されていない契約は「死亡給付金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

● 代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が年金をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただきます。
 - ①被保険者に年金を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の<指定代理請求人の範囲>内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその年金のご請求を受けてもお支払いできません。

変額個人年金保険（基本年金額保証型）にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる年金等について

指定代理請求人よりご請求いただける年金等は、次のとおりです。

- ・被保険者が受取人となる年金
- ・被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

●指定代理請求人について

- ・ご契約者(年金開始後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が年金等をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

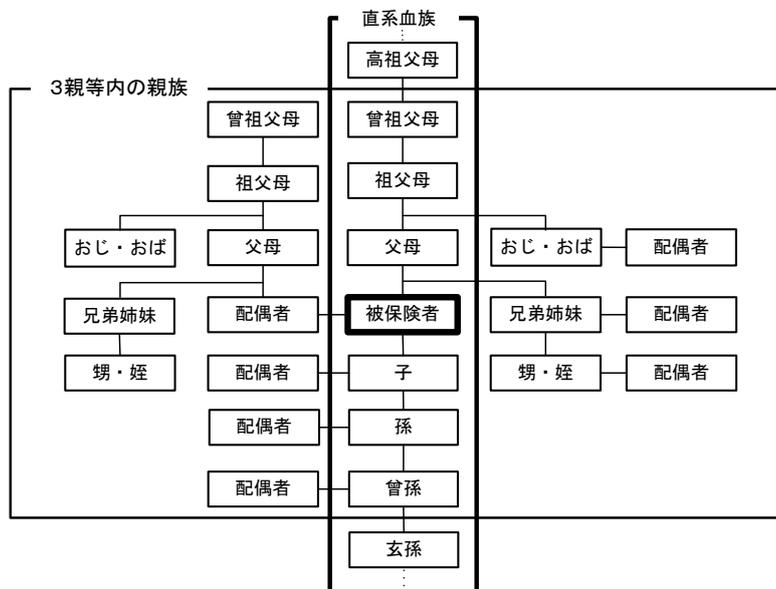
＜指定代理請求人の範囲＞

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、年金等の受取人のために年金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
 - ⑤被保険者の財産管理を行っている方*
 - ⑥死亡給付金受取人
 - ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

* 3親等内の親族

次の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



* 次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

* 財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者(年金開始後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、前頁の<指定代理請求人の範囲>内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に年金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡給付金受取人が指定代理請求人として* 年金等をご請求いただけます。

* 死亡給付金受取人が指定代理請求人として
年金開始後の場合は「死亡給付金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

●代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が年金等をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただきます。
 - ①被保険者に年金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の<指定代理請求人の範囲>内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 指定代理請求人が年金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。
- 年金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複してご契約者等からその年金等のご請求を受けてもお支払いできません。

一時払変額終身保険（複数勘定型）にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

- ・被保険者が受取人となる次の保険金

◆高度障がい保険金 ◆災害高度障がい保険金
◆リビング・ニーズ特約による保険金

- ・被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

◆年金払移行特約による年金
◆年金支払特約による年金

●指定代理請求人について

- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

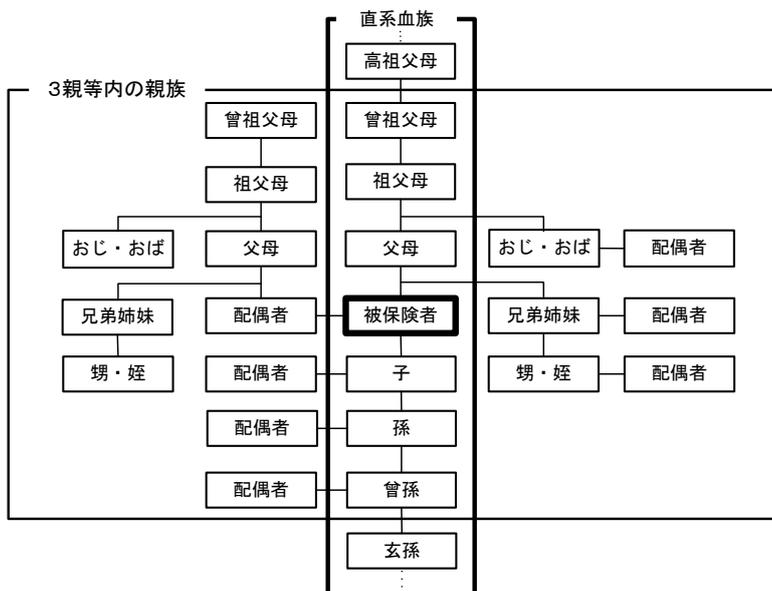
＜指定代理請求人の範囲＞

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
 - ⑤被保険者の財産管理を行っている方*
 - ⑥死亡保険金受取人
 - ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



*** 次の範囲内の方**

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*** 財産管理を行っている方**

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として* 保険金等をご請求いただけます。

*** 死亡保険金受取人が指定代理請求人として**

次の場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- 年金支払特約により年金の支払が開始した場合
- 年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合

● 代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただけます。
 - ①被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅することがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内であること等）をお知りになることがあります。
- リビング・ニース特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

5年ごと利差配当付終身保険にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

- ・被保険者が受取人となる次の保険金

◆高度障がい保険金 ◆リビング・ニーズ特約による保険金

- ・被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

◆年金払移行特約による年金

※すえ置かれた保険金等はご請求の対象にはなりません。

●指定代理請求人について

- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

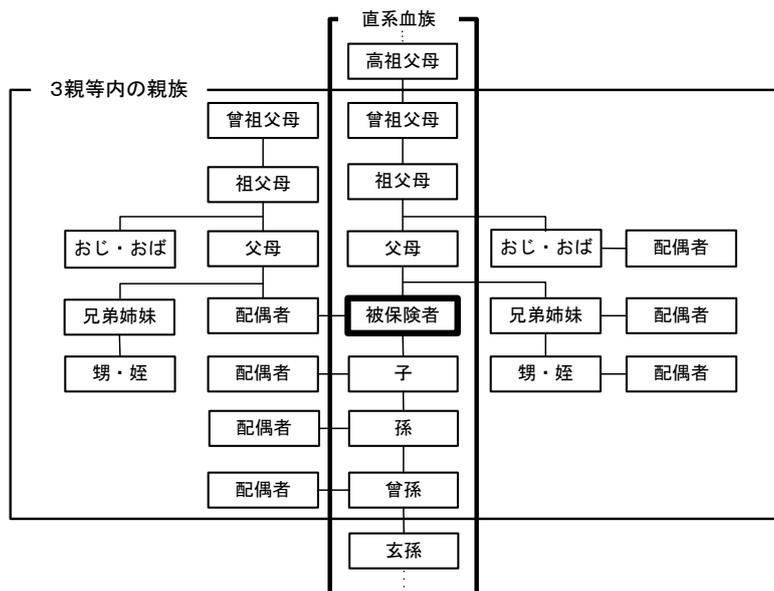
<指定代理請求人の範囲>

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
 - ⑤被保険者の財産管理を行っている方*
 - ⑥死亡保険金受取人
 - ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



*** 次の範囲内の方**

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*** 財産管理を行っている方**

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

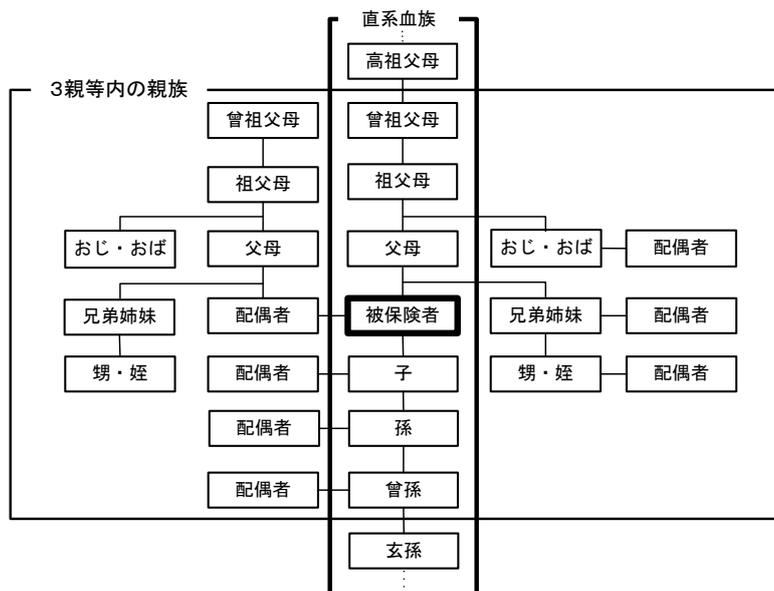
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として* 保険金等をご請求いただけます。

*** 死亡保険金受取人が指定代理請求人として**

年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

● 代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただきます。
 - ①被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅することがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内であること等）をお知りになることがあります。
- リビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。



*** 次の範囲内の方**

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*** 財産管理を行っている方**

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として* 保険金等をご請求いただけます。

*** 死亡保険金受取人が指定代理請求人として**

次の場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- 年金支払特約により年金の支払が開始した場合
- 年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合

● 代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただけます。
 - ①被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内であること等）をお知りになることがあります。
- リビング・ニース特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる年金について

指定代理請求人よりご請求いただける年金は、次のとおりです。

- ・被保険者が受取人となる年金

※すえ置かれた年金はご請求の対象にはなりません。

●指定代理請求人について

- ・ご契約者（年金開始後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が年金をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

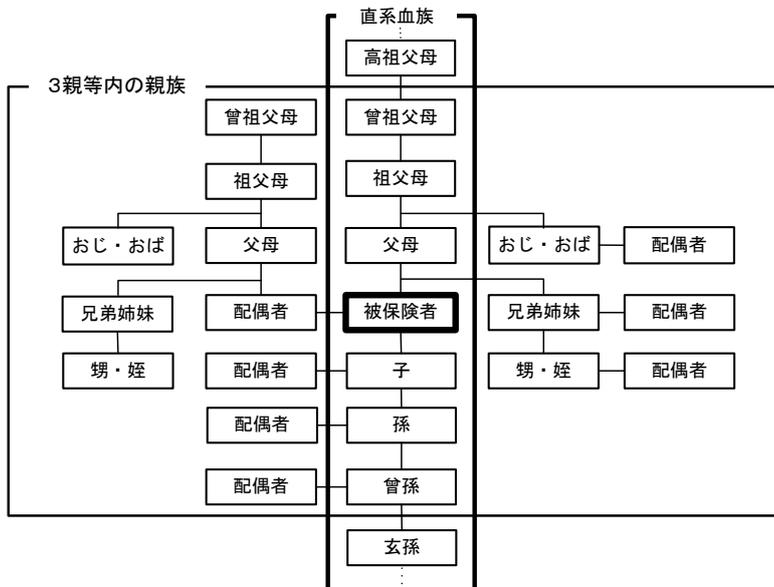
＜指定代理請求人の範囲＞

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、年金の受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
 - ⑤被保険者の財産管理を行っている方*
 - ⑥死亡給付金受取人または後継年金受取人
 - ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

次の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



* 次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

* 財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者（年金開始後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に年金を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は被保険者の戸籍上の配偶者が、指定代理請求人として年金をご請求いただけます。

●代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が年金をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただきます。
 - ①被保険者に年金を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して年金受取人からその年金のご請求を受けてもお支払いできません。

無配当低解約返戻金型定期保険にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

- 被保険者が受取人となる次の保険金

◆ 高度障がい保険金 ◆ リビング・ニーズ特約による保険金

- 被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

◆ 年金払移行特約による年金
◆ 年金支払特約による年金

- 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

※すえ置かれた保険金等のご請求の対象にはなりません。

●指定代理請求人について

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

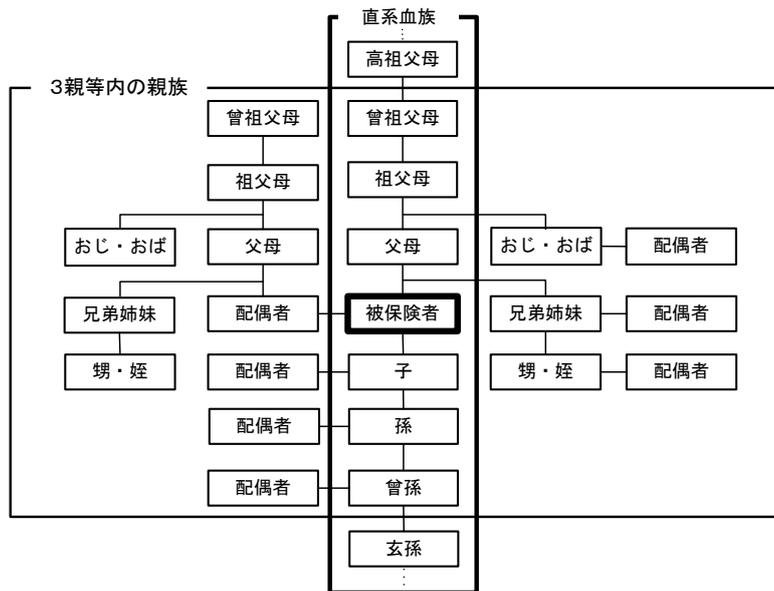
＜指定代理請求人の範囲＞

- ①契約者の戸籍上の配偶者
- ②契約者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
- ③契約者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）
上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤被保険者の財産管理を行っている方*
- ⑥死亡保険金受取人
- ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



*** 次の範囲内の方**

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*** 財産管理を行っている方**

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として* 保険金等をご請求いただけます。

*** 死亡保険金受取人が指定代理請求人として**

次の場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- 年金支払特約により年金の支払が開始した場合
- 年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合

● 代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただけます。
 - ①被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内であること等）をお知りになることがあります。
- リビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険にこの特約を付加する場合のお取り扱い

●対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

- ご契約者が受取人となる次の祝金、給付金、保険金

◆満期祝金	◆入学祝金	◆死亡給付金	◆災害死亡保険金
◆障がい給付金	◆特定損傷給付金	◆各入院給付金	◆入院診断給付金
◆手術給付金	◆入院時手術給付金	◆通院給付金	◆退院給付金

- 保険料のお払い込み免除

※すえ置かれた保険金等のご請求の対象にはなりません。

●指定代理請求人について

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、この範囲内であることが必要です。

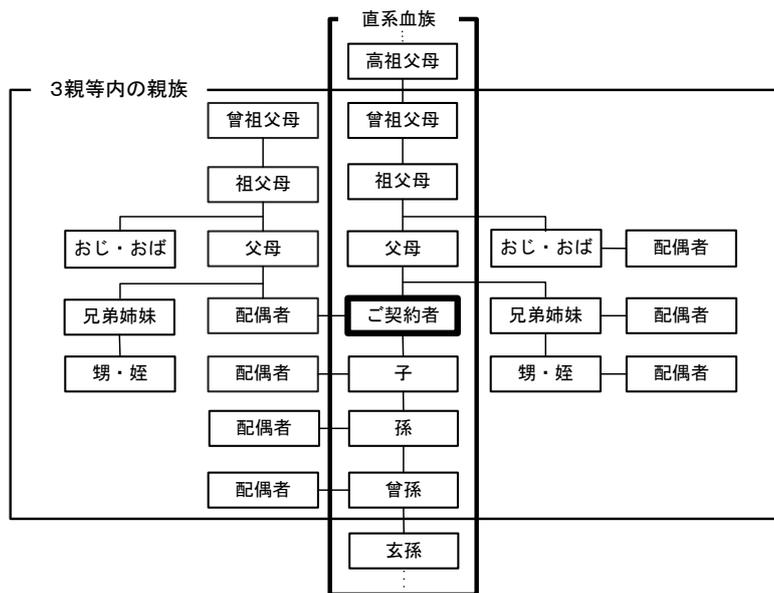
< 指定代理請求人の範囲 >

- ①ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ②ご契約者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③ご契約者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④ご契約者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
 - ⑤ご契約者の財産管理を行っている方*
 - ⑥その他上記④または⑤と同等の関係にある方

* 直系血族

* 3親等内の親族

次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



*** 次の範囲内の方**

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*** 財産管理を行っている方**

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

- ご契約者は、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。

● 代理請求によるお支払いについて

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の①～③の書類をご提出いただきます。
 - ①ご契約者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ②指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ③その他の必要書類
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複してご契約者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

※名義変更またはご契約者の死亡によりご契約者が変更された場合、この特約は消滅します。

リビング・ニーズ特約について (一時払変額終身保険(複数勘定型)用)

ご契約にリビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内* であると判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約の保険金としてお支払いします。

支 払 事 由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受 取 人	主契約の被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は、ご契約者
支 払 額	下記の①または②のいずれか大きい方の金額※ ①ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内* と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* を差し引いた金額 ②支払事由の発生日末の積立金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を当社所定の利率で6か月間割り戻して計算した現価」

※保険金ステップアップ特約を付加されている場合、上記「①」と「②支払事由の発生日末の

積立金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の最低保証保険金額}}$ の割合を乗じた金額」のいずれか大きい方の金額としま

す。

また、終身積立保険へ変更後の契約については、ご請求額（指定保険金額）とします。

●ご請求について

この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。

また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

被保険者に保険金をご請求できない事情があるときは、指定代理請求制度をご利用いただけます。

詳しくは、前述の「指定代理請求特約について」をご覧ください。

●ご請求額（指定保険金額）について

ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日における、ご契約の基本保険金額（主契約が終身積立保険に変更されている場合、責任準備金額。また、主契約に保険金ステップアップ特約が付加されている場合、最低保証保険金額）の範囲内、かつ、同一被保険者について他のリビング・ニーズ特約を付加されたご契約と通算して3,000万円* 以内とします。また、ご請求額（指定保険金額）は100万円以上10万円単位でご指定ください。

* この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。

また、指定保険金額には、指定保険金額を上回った積立金は含まれません。

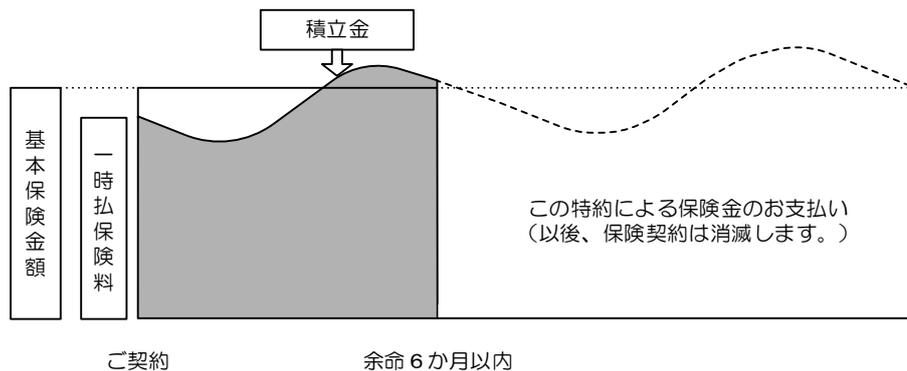
基本保険金額の一部を指定する場合、残存する部分の基本保険金額は100万円以上（主契約が終身積立保険に変更されている場合、残存する部分の責任準備金額は60万円以上）必要です。

●お支払いについて

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

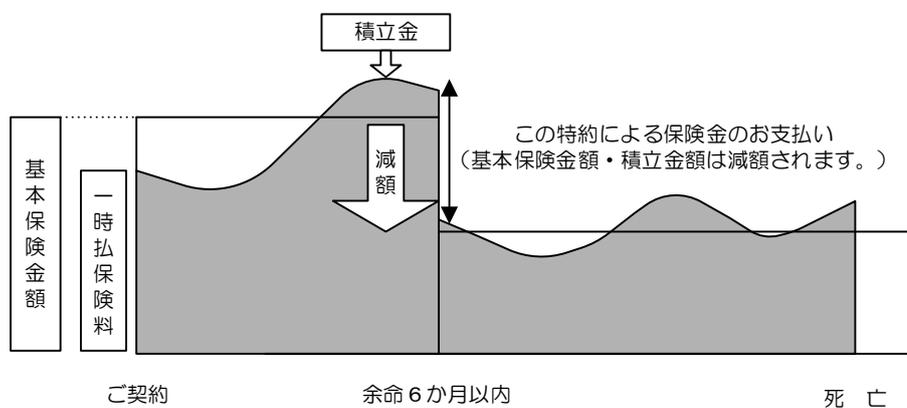
●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

①ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額と同額の場合



※この場合、ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。

②ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額の一部の場合



※この場合、基本保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額と同額の減額がなされ、また、積立金額は、基本保険金額の減額割合と同一割合での減額がなされるものとします。（主契約が終身積立保険に変更されている場合、責任準備金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額と同額の減額がなされるものとします。また、主契約に保険金ステップアップ特約が付加されている場合、最低保証保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額と同額の減額がなされ、また、基本保険金額および積立金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって最低保証保険金額の減額割合と同一割合での減額がなされるものとします。）

減額部分の払いもどし金はありません。

また、継続する部分については、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡保険金額を死亡保険金受取人にお支払いします。

リビング・ニーズ特約について (5年ごと利差配当付終身保険用)

ご契約にリビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内* であると判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約の保険金としてお支払いします。

支 払 事 由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受 取 人	被保険者
支 払 額	ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内* と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* を差し引いた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を主契約の予定利率で6か月間割り戻して計算した現価」

●ご請求について

この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。

また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

※被保険者が保険金を自らご請求できない事情があるときは、指定代理請求制度をご利用いただけます。

●ご請求額（指定保険金額）について

ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日における、付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ、一被保険者について、通算 1,000万円* 以内とします。

* 通算 1,000万円

この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。

他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。

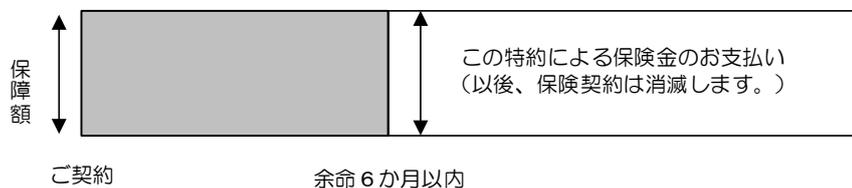
●お支払いについて

・この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

・ご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額はその貸付金の元利合計額を差し引きます。

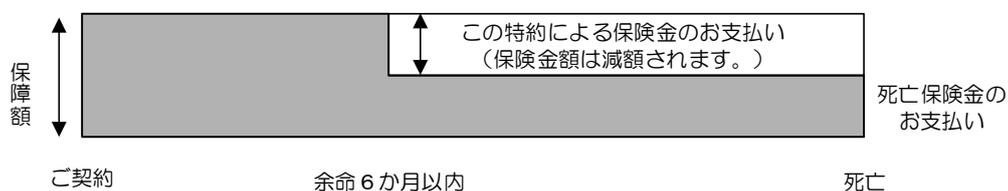
●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

①ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額と同額の場合



※この場合、ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。

②ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額の一部の場合



※この場合、死亡保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡保険金額を死亡保険金受取人にお支払いします。

リビング・ニーズ特約について (無配当外貨建終身保険(予定利率更改型)用)

ご契約にリビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内* であると判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支 払 事 由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受 取 人	被保険者
支 払 額	ご請求額(指定保険金額)から、支払事由の発生日(被保険者の余命が6か月以内* と判断された日)からその日を含めて6か月間のご請求額(指定保険金額)に対する利息* と保険料相当額を差し引いた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額(指定保険金額)」－「ご請求額(指定保険金額)を当社所定の利率で6か月間割り戻して計算した現価」

なお、当社所定の利率は、支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のうち、契約日からその日を含めて15年間に含まれる期間については主契約の契約時予定利率を、契約日からその日を含めて15年経過後に含まれる期間については主契約の最低保証予定利率を用います。

●ご請求について

この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。

また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

※被保険者が保険金を自らご請求できない事情があるときは、指定代理請求制度をご利用いただけます。

●ご請求額(指定保険金額)について

ご請求額(指定保険金額)は、この特約による保険金の支払事由の発生日における、付加されているご契約の基本保険金額の範囲内、かつ、同一被保険者について、通算1,000万円* 以内とします。

ただし、デュアルセレクトでは、通算1,000万円* の判定にあたって、請求書類が当社に着いた日* の前日を換算基準日* とする円換算レート(支払用)で円に換算した金額を用います。

* 通算1,000万円

この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。

他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約(ファミリー保障特約用)等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約(ファミリー保障特約用)等のご請求額も通算されます。

* 請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

* 換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

＜主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合について＞

この特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日）において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合、この特約による保険金額は次のとおり計算します。

$$\boxed{\text{この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額}} \times 1.01 \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

ただし、換算基準日*の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額が、前頁の通算1,000万円以内であることが必要です。

*換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

●お支払いについて

- この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。
- 主契約に条件付保険特約が附加される場合で、保険金削減支払法が適用されているときは、次の「A」から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。ただし、「A」の金額が指定保険金額に対応する責任準備金額を下回るときには、その対応する責任準備金額から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。

$$\begin{array}{l} \text{A} \cdots \text{指定保険金額} * \times \text{この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約に定める所定の割合} \\ \text{B} \cdots \text{Aに対する6か月間の利息} \\ \text{C} \cdots \text{指定保険金額に対する6か月間の保険料相当額} \end{array}$$

*指定保険金額

この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\boxed{\text{この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額}} \times 1.01 \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

- 保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額はその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- この特約によるお支払い額は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を附加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、請求書類が当社に着いた日*の前日を換算基準日*とする円換算レート（支払用）を適用します。

*請求書類が当社に着いた日

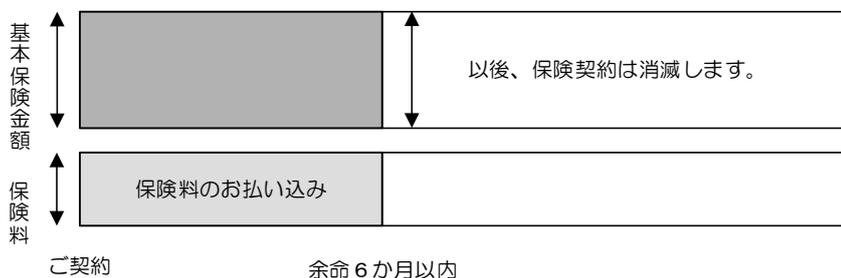
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

*換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

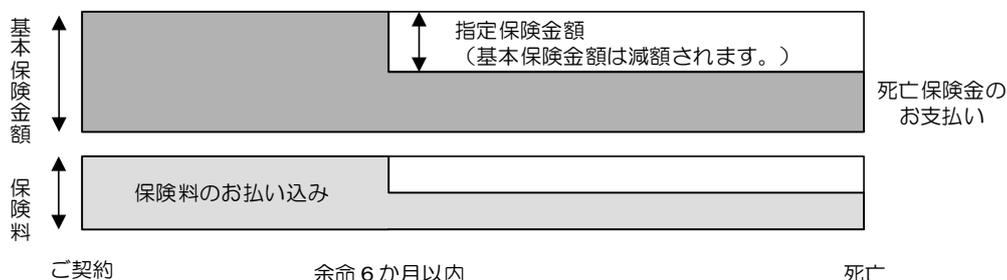
●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

①ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額と同額の場合



※この場合、ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。

②ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額の一部の場合



※この場合、基本保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって指定保険金額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、1.01を乗じて得た金額)を死亡保険金受取人にお支払いします。

<ご注意>

- この特約による保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。

リビング・ニーズ特約について (無配当低解約返戻金型定期保険用)

ご契約にリビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内* であると判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約の保険金としてお支払いします。

支 払 事 由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受 取 人	主契約の被保険者
支 払 額	ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内* と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* と保険料相当額を差し引いた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を主契約の予定利率で6か月間割り戻して計算した現価」

●ご請求について

この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。

また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

被保険者に保険金をご請求できない事情があるときは、指定代理請求制度をご利用いただけます。

詳しくは、前述の「指定代理請求特約について」をご覧ください。

なお、この特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、この特約による保険金をご請求いただけません。

●ご請求額（指定保険金額）について

ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日における、付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ、3,000万円* 以内とします。

* この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。

●お支払いについて

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

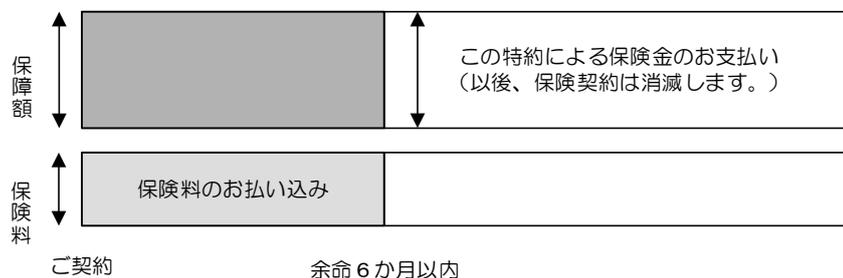
主契約に条件付保険特約が付加される場合で、保険金削減支払法が適用されているときは、次の「A」から「BとCの合計額」を差し引きます。

A… 指定保険金額×この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約に定める所定の割合
B… Aに対する6か月間の利息
C… 指定保険金額に対する6か月間の保険料相当額

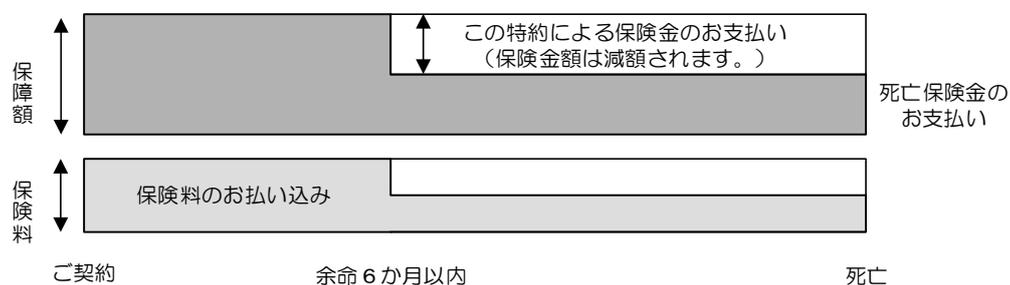
保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額はその貸付金の元利合計額を差し引きます。

●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

①ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額と同額の場合



②ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額の一部の場合



※この場合、死亡保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の払いもどし金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡保険金額を死亡保険金受取人にお支払いします。

リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について (一時払変額終身保険(複数勘定型)、5年ごと利差配当付終身保険、 無配当外貨建終身保険(予定利率更改型)、無配当低解約返戻金型定期保険用)

リビング・ニーズ特約による保険金の支払事由が生じても、次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

1. 免責事由に該当した場合

- 次のいずれかによって、支払事由が生じたとき
 - (ア) ご契約者の故意
 - (イ) 被保険者の故意
 - (ウ) 被保険者の自殺行為
 - (エ) 被保険者の犯罪行為
 - (オ) 戦争その他の変乱

2. 重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
 - (ア) ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (イ) 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - (ウ) ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力* に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係* があると認められるとき

*反社会的勢力

暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- (エ) 上記(ア)～(ウ)のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(ア)～(ウ)と同等の重大な事由があるとき

3. 告知義務違反による解除の場合

- お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

4. ご契約の失効の場合

- 保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約が効力を失ったとき

5. 詐欺による取消または無効、不法取得目的による無効の場合

- 詐欺によりご契約が取消または無効とされたとき
- 保険金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされたとき など

＜ご注意＞

- 戦争その他の変乱が原因で支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金の全額またはその一部をお支払いする場合があります。
- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前頁2. の（ア）～（エ）に定める事由の発生時以後に保険金の支払事由が生じたときは、保険金をお支払いすることはできません。すでに保険金をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求します。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- 詐欺または不法取得目的により、ご契約が取消または無効とされた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料は払いもどしません。

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 第1号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
 - (3) その他第1号または第2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。
- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます）

以下同じとします。)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。

⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条 (指定代理請求人の変更および指定の撤回)

契約者は、必要書類(別表)を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条 (告知義務違反による解除等の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条 (特約の解約)

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条 (保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱)

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条 (主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱)

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条 (主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱)

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条 (主約款および各特約の特約条項の規定の準用)

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条 (特約の更新)

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条 (主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則)

次の各号に定める場合は、第4条(指定代理請求人による保険金等の請求)第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

別表

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

次に掲げる保険種類にこの特約を付加される場合は、第14条として特則が適用されます。次頁以降をご確認ください。

<変額個人年金保険関係>

- ・一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）
- ・一時払変額個人年金保険（複数勘定型）
- ・変額個人年金保険（基本年金額保証型）

<愛児保険関係>

- ・無配当低解約返戻金型愛児進学保険

<外貨建個人年金保険関係>

- ・無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）

<変額個人年金保険関係>

○一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合の特則）

この特約を一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合の特則）

この特約を一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

<愛児保険関係>

○無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合の特則）

① この特約を無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

(1) 「（この特約の主な内容）」中「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

(2) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、契約者が受取人となる保険金、給付金、祝金、その他これらに準じる保険給付および保険料払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。」

(3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定）」

この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者

(ア) 契約者の戸籍上の配偶者

(イ) 契約者の直系血族

(ウ) 契約者の3親等内の親族

(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者

(ア) 契約者と同居または契約者と生計を一にしている者

(イ) 契約者の財産管理を行っている者

(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者」

(4) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項を次のとおり読み替えます。

「② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。」

(5) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第⑥項中「主契約の被保険者」を「主契約の被保険者または契約者」と読み替えます。

(6) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）を次のとおり読み替えます。

「第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）」

契約者は、必要書類（別表）を提出し、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。」

(7) 「別表」中「主契約の被保険者」を「契約者」と読み替えます。

② 第①項のほか、主約款の規定により契約者の変更が行われた場合、この特約は消滅します。

＜外貨建個人年金保険関係＞

○無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第2号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

<一時払変額終身保険（複数勘定型）用>

リビング・ニーズ特約

（この特約の目的）

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（本特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の基本保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息を差し引くものとします。
- ② 本特約による保険金の支払事由の発生日末の主契約の積立金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じた金額が、指定保険金額から第①項に定める利息を差し引いた金額を上回るときには、会社は、第①項にかかわらず、その積立金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じた金額を本特約による保険金として支払います。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときは、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変

更することはできません。

- ⑤ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとなります。
- ⑥ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の一部解約がなされたものとなります。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第8条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第9条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第10条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第13条 (管轄裁判所)

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第14条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない事項は、主約款の規定を準用します。

第15条 (主契約が終身積立保険に変更されている場合の取扱)

主契約が終身積立保険に変更されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項の規定にかかわらず、主契約の責任準備金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で指定保険金額を指定してください。
- (2) 主契約の責任準備金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとして扱います。
- (3) 主契約の責任準備金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の責任準備金額は指定保険金額と同額の一部解約がなされたものとして扱います。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、払いもどし金は支払いません。

第16条 (主契約に保険金ステップアップ特約が付加されている場合の取扱)

主契約に保険金ステップアップ特約が付加されている場合、次に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項から第⑤項までの規定中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
基本保険金額	最低保証保険金額

- (2) 第3条 (本特約による保険金の支払) 第⑥項の規定を次のとおりとします。

⑥ 主契約の最低保証保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の最低保証保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとして扱います。また、主契約の基本保険金額についても、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、基本保険金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の最低保証保険金額}}$ の割合を乗じた金額の一部解約がなされたものとして扱います。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
--

第17条 (主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱)

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、条件付保険特約は、次の各号に定めるところによるほか、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときは、第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項および第②項にかかわらず、次に定める金額を支払います。

項目	金額
(ア) 本特約による保険金の支払事由の発生日末の主契約の積立金額が、基本保険金額に条件付保険特約に定める所定の割合を乗じた金額を上回る時	その積立金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じた金額
(イ) 本特約による保険金の支払事由の発生日末の主契約の積立金額が、基本保険金額に条件付保険特約に定める所定の割合を乗じた金額以下の時	指定保険金額に条件付保険特約に定める所定の割合を乗じた金額

- (2) 第1号(i)の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第1号により計算される金額に対する利息を差し引くものとしてします。
- (3) 主契約に保険金ステップアップ特約が付加されている場合、第1号の規定中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
基本保険金額	最低保証保険金額

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>	

＜5年ごと利差配当付終身保険用＞

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。

- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとし、この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なく会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとし、
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除す

るものとします。

- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

会社は、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、主約款を準用して支払います。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に終身保険買増特約、定期保険特約2007、特定疾病保障特約2007 A、災害疾病障害保障特約2007 A、介護保障特約2007 A、総合障害保障特約2007 A、総合障害保障特約2007 Cまたは収入保障保険特約2014が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(h)に掲げる特約（以下「終身保険買増特約等」といいます。）が付加されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

(a) 終身保険買増特約	(e) 介護保障特約2007 A
(b) 定期保険特約2007	(f) 総合障害保障特約2007 A
(c) 特定疾病保障特約2007 A	(g) 総合障害保障特約2007 C
(d) 災害疾病障害保障特約2007 A	(h) 収入保障保険特約2014

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定の適用にあたっては、終身保険買増特約等のうち(a)から(g)までの特約の特約保険金額および本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月の期間満了の日における収入保障保険特約2014の換算保障額を加算したものを主契約の保険金額とみなします。
- (2) 第1号の規定により、主契約の保険金額とみなすことのできる特約は、本特約による保険金の支払事由の発生日において、保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されることを除きます。）までの期間が1年を超えていることを必要とします。
- (3) 第1号の場合で、主契約の保険金額（第1号の規定により、主契約の保険金額とみなした終身保険買増特約等の特約保険金額および換算保障額を含みます。以下、本号において同じとします。）の一部が指定保険金額として指定されたときには、主契約の保険金額の各部分（終身保険買増特約等のうち(a)から(g)までの特約は特約保険金額、収入保障保険特約2014については特約年金月額）は、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- (4) 第3号の規定により減額される場合で、主契約の保険金額が会社の定める範囲外となる場合には、会社の定める方法により減額します。
- (5) 第3号および第4号の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- (6) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合、第2号の規定により主契約の保険金額とみなすことのできない終身保険買増特約等は消滅するものとします。この場合、会社は、終身保険買増特約等の責任準備金を本特約による保険金受取人に支払います。
- (7) 本特約による保険金の支払がなされる前に次の(ア)から(イ)に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第1号の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、主契約の保険金額に加算しません。
- (ア) 介護保障特約2007 Aに定める特定介護保険金
- (イ) 特定疾病保障特約2007 Aに定める特定疾病保険金

- (ウ) 災害疾病障害保障特約2007 Aに定める災害疾病障害保険金
- (エ) 総合障害保障特約2007 Aまたは総合障害保障特約2007 Cに定める障害保険金
- (8) 本特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の(ア)から(ウ)に掲げる保険金または給付金の請求を受けても、第(3)号の規定により減額された介護保障特約2007 A、特定疾病保障特約2007 A、災害疾病障害保障特約2007 A、総合障害保障特約2007 Aまたは総合障害保障特約2007 Cの特約保険金額部分については、これを支払いません。
- (ア) 介護保障特約2007 Aに定める特定介護保険金または軽度介護給付金
- (イ) 特定疾病保障特約2007 Aに定める特定疾病保険金
- (ウ) 災害疾病障害保障特約2007 A、総合障害保障特約2007 Aまたは総合障害保障特約2007 Cに定める障害保険金
- (9) 第(1)号から第(8)号に定めるところによるほかは、第16条（主約款の規定の準用）までの規定を準用します。

第18条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第19条（主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合の取扱）

主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合、会社は、契約者配当金特殊支払特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日における買増保険の保険金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、減額前の主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じ、本特約による保険金の支払事由の発生日における買増保険の保険金額に対して同じ割合の金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (3) 第(1)号および第(2)号の場合、本特約による保険金の支払（第3条）の規定を準用します。

第20条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第21条（主契約に災害割増特約2007等、災害入院特約2007等、通院給付特約2007または退院給付特約2009が付加されている場合の取扱）

- ① 主契約に次の(a)から(c)に掲げる特約（以下「災害割増特約2007等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額されたときには、災害割増特約2007等は減額されないものとします。

(a) 災害割増特約2007	(c) 特定損傷特約2007
(b) 傷害特約2007	

- ② 主契約に次の(a)から(o)に掲げる特約（以下「災害入院特約2007等」といいます。）または退院給付特約2009が付加されている場合、会社は、災害入院特約2007等または退院給付特約2009について、次の各号に定めるところによるほか、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

(a) 災害入院特約2007	(i) 生活習慣病入院特約2011
(b) 疾病入院特約2007	(j) ガン入院特約2011
(c) 総合入院特約2007	(k) 女性疾病入院特約2011
(d) 生活習慣病入院特約2007	(l) 総合医療特約2014
(e) ガン入院特約2007	(m) 生活習慣病医療特約2014
(f) 女性疾病入院特約2007	(n) ガン医療特約2014
(g) ストレス性疾病入院特約2007	(o) 女性疾病医療特約2014
(h) 総合入院特約2011	

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害入院特約2007等の入院給付日額は減額されないものとします。
- (2) 被保険者の入院中に、本特約による保険金が支払われることにより、災害入院特約2007等または退院給付特約2009が消滅した場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院に限り、災害入院特約2007等または退院給付特約2009の有効中の入院とみなします。
- ③ 主契約に通院給付特約2007が付加されている場合、通院給付特約2007は、次の各号に定めるところによるほか、特約条項に定めるとおり取り扱います。
- (1) 通院期間中に、本特約による保険金が支払われることにより、通院給付特約2007が消滅した場合には、その通院期間中の通院に限り、通院給付特約2007の有効中の通院とみなします。
- (2) 第②項第(2)号の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院についても、通院給付特約2007の有効中の通院とみなします。

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項	目	必 要 書 類
1	本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

<無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）用>

リビング・ニーズ特約目次

この特約の主な内容	
第1条 用語の意義	第11条 告知義務違反による解除
第2条 特約の締結および責任開始時	第12条 重大事由による解除
第3条 本特約による保険金の支払	第13条 契約者配当金
第4条 本特約による保険金を支払わない場合	第14条 管轄裁判所
第5条 本特約による保険金の請求手続、支払の 期限および支払の場所	第15条 主約款の規定の準用
第6条 特約保険料の払込	第16条 主契約に条件付保険特約が付加されてい る場合の取扱
第7条 特約の復活	第17条 主約款に定める未経過期間に対応する保 険料相当額の払いもどしの規定の準用
第8条 特約の解約	
第9条 特約の消滅	
第10条 払いもどし金	別表請求書類

リビング・ニーズ特約

（この特約の主な内容）

この特約は、無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（本特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- (1) 本特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満の場合
主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）
- (2) 本特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合
本特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じた金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、第①項第(1)号または第(2)号に定める金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の

各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、第3条（本特約による保険金の支払）第①項第(1)号または第(2)号に定める金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料領収法が適用されている場合は、第3条（本特約による保険金の支払）第①項第(1)号および第(2)号に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項	目	必 要 書 類
1	本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

<無配当低解約返戻金型定期保険用>

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場

合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。

- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後も、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

会社は、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、主約款を準用して支払います。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第19条（無配当低解約返戻金型定期保険に付加する場合の特則）

この特約を無配当低解約返戻金型定期保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第④項中「および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を削ります。
- (2) 第14条（契約者配当金）を次のとおりとします。

第14条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

■ お問い合わせ先

大樹生命 お客様デスク

フリーダイヤル 0120-312-808

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03(6831)8000 (大代表)

ホームページアドレス <https://www.taiju-life.co.jp/>